

第 20 回浜田市農業委員会総会会議議事録

令和元年 9 月 25 日 午前 9 時 30 分

浜田市役所 4 階 講堂 A B C

1. 出席委員

1 番 原田 義一	2 番 岡本 嗣喜	3 番 宮崎 龍生	5 番 川本 聖光
6 番 松山 純久	10 番 三浦 博文	14 番 青葉 真	16 番 大谷 数義
17 番 佐々岡常喜	18 番 佐々木京子		
1 推 前田 正典	2 推 田村 邦麿	3 推 橋本 安延	5 推 小川 明人
6 推 神田 進	7 推 小松原常雄	8 推 河野 恒弘	8 推 近重 邦昭
10 推 野上 省三	11 推 岡田 勝	14 推 岡本 定文	16 推 奥迫 忠幸
17 推 原田 和義	19 推 齋藤 久行		

2. 欠席委員

4 番 徳田マスエ	7 番 廣瀬 康友
8 番 三明多佳志	9 番 林 秀司
11 番 渡辺 弘之	12 番 渡邊 弘登
13 番 岡本 健治	15 番 柿元 信次
19 番 玉田 一	
4 推 三浦 寿紀	12 推 大崎 健太
13 推 小谷 保雄	18 推 永見 繁廣

3. 事務局出席職員 久佐事務局長、木原農地係長、佐々木主任主事

<p>会 長</p>	<p>おはようございます。ただいまから第 20 回浜田市農業委員会総会を開催いたします。</p> <p>ご案内のように、本日は稲刈り等の都合で欠席が非常に多くて、本日の欠席は、4 番徳田委員、7 番廣瀬委員、8 番三明委員、9 番林委員、11 番渡辺弘之委員、12 番渡邊弘登委員、13 番岡本委員、15 番柿元委員、19 番玉田委員、4 推三浦委員、12 推大崎委員、13 推小谷委員、18 推永見委員以上 13 名の委員から欠席の届出が出ております。</p> <p>また早退は、10 番三浦委員以上 1 名の委員から早退の届出が出ております。</p> <p>本日の議事録署名者は、17 番佐々岡委員、18 番佐々木委員です。よろしくをお願いします。</p> <p>現在、収穫の秋でございまして、JA から米の集荷実績をもらって来た訳でございまして、非常に今年は乳白が多くて等級が非常に悪くございまして、今現在、30%程度集荷があり、特に平坦部、高温の影響でしょうが浜田自治区なんか 40%しか 1 等米がなく、ちなみに三隅自治区で 50%、金城自治区 85%、弥栄自治区 87%、旭 78%ということで非常に山間部と平野部の差が出ています。まだまだ残り 70%の集荷がありますが、いい米ができればいいがと思っています。キヌムスメの収穫最中ですが、秋ウンカが非常に発生しており、坪枯れがあちらこちらで見受けられる状況にあります。これから収穫するもち米も十分に注意をしなくてはなりません。農薬安全使用基準を守られてやはり防除をする必要があるように思います。場所によっては、カメムシも結構出ているように思いますので、等級には関係ありませんが、収量が減るということでもあります。今年は、全体的に収量も少ないようであります。これからまだまだ稲刈りは続きますが、よろしくをお願いします。</p> <p>それでは、議事に入ります。</p> <p>議第 1 号、農用地利用集積計画の策定について、議決を求めます。</p> <p>それでは事務局の説明をお願いします。</p>
<p>事 務 局</p>	<p>農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、農用地利用集積計画の策定について審議のうえ、農業委員会の議決をいただきたいと思っております。</p> <p>その前に、本日欠席が多いということですが、19名の農業委員のうち9名が欠席されていますが、過半の出席をいただいておりますので総会は成立しています。</p> <p>それでは座って説明させていただきます。お手元に農用地利用集積計画（案）と利用集積一覧表をお配りしておりますのでそちらをご覧ください。農用地利用集積計画（案）についてですが、農業者の皆さまからの申し出に基づいて計画を策定しております。今回、申し出のありました利用権設定は、22 件、69 筆、89,683 m²となっております。申し出のありました利用権設定につきましては、農業経営基盤強化促進法</p>

	<p>の第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えております。</p> <p>公告日は 9 月 27 日を予定しており、利用権設定については開始日を令和元年 10 月 1 日以降としております。農用地利用集積計画（案）については以上でございます。ご審議の程よろしくお願いいたします。</p>
会 長	<p>以上で事務局の説明が終わりました。皆様方の中で、何かご意見がございましたら、ご発言願います。</p> <p>どなたか、ございませんか。</p> <p>無いようですので、今回の農用地利用集積計画案についてご承認いただける農業委員の挙手をお願いします。</p>
委 員	<p>～全委員 挙手～</p>
会 長	<p>ありがとうございました。それでは、ご承認いただきましたので、そのように処理いたします。</p>
会 長	<p>続きまして、議第 2 号、農地法第 3 条の規定による許可申請について、事務局の説明をお願いします。</p>
事 務 局	<p>農業委員会等に関する法律第 6 条第 1 項第 1 号の規定により、農地の所有権移転や農地の転用などの審議をお願いします。</p> <p>農地法第 3 条申請では、農地を耕作目的で売買、貸借、贈与など、所有権の移転や使用収益権の設定、移転などについて審議いただきます。</p> <p>総会資料 3 ページからになります。また、別冊の『総会案件現況写真』及び A3 版『転用等案件箇所一覧』もご覧ください。</p> <p>1 号について説明します。資料 3 ページ 4 ページ、図面番号①、現況写真は、1 ページの 3 枚をご覧ください。申請地は、旭町木田の田畑です。場所は、木田公民館から約 100m 北の木田 2 下行政区です。</p> <p>この申請は、譲受人が贈与で、新たに農地を取得するものです。譲受人の耕作面積は 66 a 余りとなり、下限面積基準を満たしております。取得後のすべての農地を利用すること、労働力、地域との関係などをみても問題なく、不許可要件である農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可相当であると考えます。</p> <p>農地法第 3 条申請については、1 件です。</p>
会 長	<p>ただ今、事務局から第 3 条申請についての説明がありました。担当委員さんから補足説明がありましたらお願いします。</p> <p>1 号について、2 番岡本委員もしくは田村委員お願いします。</p>

2 推 (田村委員)	先般、事務局と岡本委員とで現地を確認いたしました。先ほど事務局から報告があったとおりで、問題なしと判断しておりますのでよろしくをお願いします。
会 長	以上で、第 3 条申請について全て説明が終わりました。皆様方から何かございましたらお願いします。 何かございませんか。
11 推 (岡田委員)	贈与でも最低下限面積は適用されますか。
事 務 局	たまたま親子の案件ですが、新規扱いとなり適用します。相続であれば適用除外になります。更に、生前贈与であるため下限面積は生きてくると思います。
会 長	その他ございますでしょうか。 では、採決に入ります。 第 3 条申請についてご承認いただける農業委員の挙手をお願いします。
委 員	～挙手 多数～
会 長	ありがとうございました。以上で農地法第 3 条申請については承認されましたので、そのように処理をいたします。 続きまして、議第 3 号、農地法第 4 条の規定による許可申請について、事務局の説明をお願いします。
事 務 局	それでは、農地法第 4 条申請についてご説明いたします。 農地法第 4 条申請は、農地の所有者など権利を有する者みずからが農地以外の住宅や駐車場、資材置き場などの用途に転用したいというものです。 変更計画 1 号及び 4 条 1 号について説明します。資料 5 ページ 6 ページ、図面番号②、現況写真は、2 ページ上段をご覧ください。申請地は、下有福町の田です。場所は、国府公民館有福分館から約 300m 北の下有福東町内です。申請地は、農用地区域外、都市計画区域外で、農地区分は第 2 種農地に該当します。この案件は、平成 12 年当時個人住

	<p>宅及び進入路設置の計画で、5条許可を受けておられましたが、諸般の事情により未実施となっておりましたが、この後で提案をさせていただきます5条の1号の案件とともに、近隣の寺の駐車場として整備する計画となり、申請を提出されたものです。</p> <p>2号について説明します。資料5ページ7ページ、図面番号③、現況写真は、2ページ中段をご覧ください。申請地は、金城町下来原の畑です。場所は、金城支所から約400m南の今田町内です。申請地は、農用地区を今回除外しております都市計画区域外で、農地区分は第2種農地に該当します。現在山間部にあります墓地の移設の予定があり、自宅の近隣に移すという申請であります。</p> <p>3号について説明します。資料5ページ8ページ、図面番号④、現況写真は、2ページ下段をご覧ください。申請地は、竹迫町の畑です。場所は、浜田市役所から約600m東の竹迫3町内です。申請地は、農用地区域外、都市計画区域内商業地域で、農地区分は第3種農地に該当します。今回の申請箇所は、9ページの始末書に記載のあるとおり、以前は事務所が建っていましたが、今はその建物は解体され、駐車場として活用しているという案件です。</p> <p>農地法第4条申請については、計画変更1件 4条は3件です。</p>
会 長	<p>ただ今、事務局から第4条申請についての説明がありました。担当委員さんから補足説明がありましたらお願いします。</p> <p>変更1号及び4条1号について、8番近重委員お願いします。</p>
8 推 (近重委員)	<p>9月17日に事務局と三明委員とで現地を確認しました。先ほど事務局より説明がありましたとおりで、寺の駐車場にということで出ております。特段問題はないと思われますので、よろしくお願いします。</p>
会 長	<p>2号について、本日は両委員とも欠席ですので、事務局からお願いします。</p>
事務局	<p>9月17日に渡辺弘登委員、大崎推進委員と事務局で、現場を確認しました。</p> <p>先ほども説明させていただきましたが、この場所は、5月に農用地区域の除外申請の提出があった案件で、この度、県の処理も完了しており、お墓の設置の予定ということで、両委員より問題はないということでした。</p>
会 長	<p>3号について、6番松山委員もしくは神田委員お願いします。</p>

6 番 (松山委員)	先日事務局と現場確認に行きました。私が若いころにはすでに埋め立てられていた所ですが、審議の方よろしくをお願いします。
会 長	<p>以上で、第 4 条申請について全て説明が終わりました。皆様方から何かございましたらお願いします。</p> <p>ございませんか。</p> <p>では採決に入ります。</p> <p>第 4 条申請についてご承認いただける農業委員の挙手をお願いします。挙手をお願いします。</p>
委 員	～挙手 多数～
会 長	<p>ありがとうございました。以上で農地法第 4 条申請については承認されましたので、そのように処理をいたします。</p> <p>続きまして、議第 4 号、農地法第 5 条の規定による許可申請について、事務局の説明をお願いします。</p>
事 務 局	<p>それでは、農地法第 5 条申請についてご説明いたします。</p> <p>農地法第 5 条申請は、農地の所有者など権利を有する者から他の者が権利を取得して、農地以外の用途に転用したいというものです。</p> <p>1 号について説明します。資料 10 ページ 5 ページ、図面番号②、現況写真は、2 ページ上段をご覧ください。申請地は、下有福町の田です。4 条 1 号の申請の隣接地で、駐車場利用という案件で、申請地は、農用地区域はこの 3 月に除外をされており、都市計画区域外で、第 2 種農地に該当します。</p> <p>2 号について説明します。資料 10 ページ 11 ページ、図面番号⑤、現況写真は、3 ページ上段をご覧ください。申請地は、三隅町三隅の田です。場所は、JR 三保三隅駅から約 650m 南東の森溝下です。申請地は、今回農用地区除外した場所で、都市計画区域内、用途指定なし区域で、第 2 種農地に該当します。12 ページ 13 ページに始末書がありますが、山陰道三隅益田道路の予定地の隣接地で、当時、資材置場として利用しておられ、その後、手を付けずに今に至った箇所と、その隣接地を今回、駐車場及び資材置場に転用するという申請です。周囲に農地はない状況です。</p> <p>3 号について説明します。資料 10 ページ 14 ページ、図面番号⑥、現況写真は、3 ページ中段をご覧ください。申請地は、日脚町の田です。場所は、周布小学校から約 450m 北東の日脚 3 町内です。</p> <p>申請地は、農用地区域外、都市計画区域内第 1 種住居地域で、第 2 種農地に該当します。転用目的は、個人住宅建築で、15 ページの始末書の</p>

	<p>添付がありますが、管理者が高齢化する中、一部にバラスが敷いてある状態となっておりますが、今回、土地譲渡となったもので、周囲に農地はない状況です。</p> <p>農地法第5条申請については、3件です。</p>
会 長	<p>ただ今、第5条申請等についての説明がありました。担当委員さんから補足説明がありましたらお願いします。</p> <p>1号について、8番近重委員お願いします。</p>
8 推（近重委員）	<p>先ほどの4条1号と親子関係になります。駐車場にするというもので、特段問題はないと思いますので、よろしくお願いします。</p>
会 長	<p>2号について、19番齋藤委員お願いします。</p>
19 推（齋藤委員）	<p>先日事務局と玉田委員と現場確認しましたが、ただ今、事務局より詳しい説明があったとおりでございます。顛末書も両方ついていきますし、三隅益田道路の関係で致し方ないよう考えます。</p>
会 長	<p>3号について、1番前田委員お願いします。</p>
1 推（前田委員）	<p>9月18日に事務局と会長とで現場確認をしました。バラスが敷いてありましたが、始末書にあるとおりなので審議をお願いします。</p>
会 長	<p>以上で、第5条申請等について全て説明が終わりました。皆様方から何かございましたらお願いします。</p> <p>ないようですので、採決に入りたいと思います。</p> <p>第5条申請等についてご承認いただける農業委員の方の挙手をお願いします。</p>
委 員	<p>～挙手 多数～</p>
会 長	<p>ありがとうございました。以上で農地法第5条申請については承認されましたので、そのように処理をいたします。</p> <p>続きまして、議第5号、転用統制外証明願について、事務局の説明をお願いします。</p>

<p>事務局</p>	<p>それでは、転用統制外証明願、いわゆる非農地証明願についてご説明いたします。非農地証明は、登記簿上の地目は田や畑などの農地であっても、農地法が施行された昭和 26 年以前から農地以外の用途で利用されてきたもの、自然災害により被災、埋まってしまったもの、自然荒廃や耕作放棄により概ね 20 年以上放置し再び農地として利用される可能性の無いものなどに対して農業委員会が認めて交付されるものです。地目変更登記申請などに必要な証明です。</p> <p>1 号は、資料は 16 ページ 17 ページ、図面番号⑦、現況写真は 3 ページ下段をご覧ください。申請地は、三隅町下古和の畑です。場所は、黒沢公民館から約 1,000m 南東の黒沢 7 区です。当該申請は、現地には、農地法施行前の昭和 21 年頃から家屋が建っていたという案件で、先代が当初は借地で家を建築され、その後、土地を購入されたものです。地図を見ていただきますと、土地の真ん中に赤道があるようですが、担当課であります維持管理課と譲渡に向けて調整中と聞いております。</p> <p>2 号は、資料は 16 ページ 18 ページ 19 ページ、図面番号⑧、現況写真は、4 ページ上段から 6 ページ上段です。申請地は、三隅町井野の田畑です。場所は井野公民館から約 3,000m 東の周布地です。当該申請地は、年月日不詳より耕作放棄となり、原野・山林化している状況です。場所によっては、昭和 58 年災害の影響もあったと聞いております。</p> <p>3 号については、2 号の案件の所有者の息子さんの案件で、申請地は、三隅町井野の畑です。当該申請地も、年月日不詳より耕作放棄となり、原野・山林化している状況です。</p> <p>4 号は、資料は 16 ページ 20 ページ、図面番号⑨、現況写真は、6 ページ中段をご覧ください。申請地は、松原町の畑です。場所は、浜田市役所から約 550m 北の松原 6 町内です。当該申請地は、年月日不詳より宅地の一部となっている案件で、家庭菜園的な用途であること、井戸の跡もあるという案件で、この度、所有権移転に向けての証明願となっております。</p> <p>転用統制外証明願は、以上 4 件です。</p>
<p>会長</p>	<p>ただ今、事務局から転用統制外証明願についての説明がありましたが、担当委員さんから補足説明がありましたらお願いします。</p> <p>1 号について、10 番三浦委員もしくは野上委員お願いします。</p>
<p>10 推（野上委員）</p>	<p>今、事務局が説明されたとおりで、何の問題もないと思いますのでよろしくお願いします。</p>
<p>会長</p>	<p>2 号 3 号について、5 番川本委員もしくは小川委員お願いします。</p>

5 番 (川本委員)	写真を見てもらうとわかりますが、現状こういう風になっておりますのでよろしくをお願いします。
会 長	4号について、6番松山委員もしくは神田委員をお願いします。
6 推 (神田委員)	先般、事務局と現地を確認しました。今、説明をされたとおりです。よろしくをお願いします。
会 長	<p>以上で、転用統制外証明願についての説明が全て終わりました。皆様方から何かございましたらお願いします。ございませんか。</p> <p>では採決に入ります。転用統制外証明願につきまして、ご承認される農業委員の方は挙手をお願いします。</p>
委 員	～挙手 多数～
会 長	<p>ありがとうございました。以上で転用統制外証明願については承認されましたので、そのように処理をいたします。</p> <p>続きまして、議第6号、農業委員の辞任について、事務局の説明をお願いします。</p>
事 務 局	<p>農業委員の辞任についてご説明いたします。</p> <p>資料2ページをご覧ください。農業委員会等に関する法律第8条の廣瀬康友委員から、令和元年9月19日付けをもって一身上の都合により辞表が提出されたので、同法第13条の規定により農業委員会のご同意いただきたく提案いたします。</p> <p>廣瀬委員におかれましては、体調を崩され、現在も入院をしておられ、退院後も、農業委員としての活動が難しいということで、辞表の提出があったところです。</p> <p>今後につきましては、弥栄自治区の委員さんとも相談をしながら、新たな農業委員さんの公募・選出していきたいと思っております。就任につきましては、農業委員会内に評価委員会を設置し審議をしたうえで、市議会の同意が必要となりますので、それを想定した日程を考慮していきたいと考えております。</p>
会 長	以上で農業委員の廣瀬委員の辞任についての説明が終わりました。この件につきまして、皆様方から何かありましたらお願いします。

	無いようでしたら、農業委員の辞任につきまして、ご承認いただける農業委員の方は挙手をお願いします。
委 員	～全委員 挙手～
会 長	ありがとうございました。ご承認いただきましたので、そのように処理いたします。 その他事務局からありましたらお願いします。
事 務 局	本日は、携帯基地局設置等の案件はなく、報告事項はございません。 最初に、お配りをさせていただいております、「農地機構だより」第11号について、植本さんが出張で出席されていませんが配布しております。 合わせて、全国農業新聞9月6日号を改めて配布しております。これは、中下さんの記事が掲載されていますのでご確認ください。 また、8月21日に島根県農業会議主催の市町村農業委員・農地利用最適化推進委員研修大会が行われました。出席できなかった委員さんには、当日の資料をお配りしておりますので、また、ご覧いただきたいと思っております。 事務局からは、以上です。
会 長	そのほかについて、皆様方から何かありましたらお願いします。 ありませんか。 以上を持ちまして、第20回総会を終了します。

終了 午前10時10分

以上、本日の議事の顛末を記録し、相違ないことを認め署名する。

議 長

委 員

委 員